

第1回不法盛土への対処方策検討ワーキンググループ 議事概要

日時：令和4年7月6日(水) 10:00~12:00
場所：中央合同庁舎3号館6階 都市局局議室

1. 開 会

2. 議 事

(1) 盛土規制法の概要について

・事務局より「資料3：盛土規制法の概要」について説明後、以下のとおり質疑応答。

○完了検査後の管理は努力義務とされている。完了検査後に管理がずさんだった盛土に対し、行政側はどのような対処ができるのか。保全の義務の程度が知りたい。

⇒法律上は、許可基準とは異なり明確な基準は設けられていない。社会通念的に必要な維持管理を想定しており、保全の義務を怠っている場合には、必要に応じて勧告や改善命令が可能である。勧告・改善命令の基準については本ガイドライン検討の上で論点の一つとなる。

○廃棄物混じり土は盛土規正法の対象外か。

⇒盛土規制法において廃棄物については規定していないため、廃掃法での対応となる。ただし、廃棄物の所管部局と連携した対応が求められるため、本ガイドラインに関係部局との連携について記載することを想定している。

○盛土および土石の定義は何であるか。コンクリートブロックを大量に積んでいる場合や再生碎石の場合は、それを土石の堆積と呼ぶのか。

⇒法律上の定義はなく、社会通念上の定義の判断に委ねているが、土石の範囲等については、考え方を示さないといけないと考えている。

○盛土や土石の定義については、ガイドライン等に記載することで実効性が高まると考えられるため、今後検討してほしい。

○土地の形質変更に関し切土が含まれていることについても示すべきである。

○許可申請時に特定の土質を想定した基準による構造を求めるのか、どのような土質に対しても安全な構造を求めるかにより、勧告や命令の判断基準が変わるため整理が必要である。

⇒技術基準と関連する事項であるため、別途検討する。

(2) 不法盛土への対処方策について

・事務局より「資料4：不法盛土への対処方策」について説明後、以下のとおり質疑応答。

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律の行政処分の指針では、許可を担う行政の精神を変える必要があるとの考えを指針に盛り込んだ。行政指導を繰り返すに留まらず、躊躇なく行政処分を実施することの重要性をガイドラインに記載すべきである。

○違法行為に対する対応では、事実認定が難しい。事実認定のプロである警察との連携が不可欠であること、報告徴取・立入検査の活用が有効であることをガイドラインに記載すべきである。

○行政代執行は実施後の費用の徴収も課題である。徴収する相手は行政処分した相手となるため、関係者など行政処分が可能な範囲を明確にして、最終的にはその関係者への費用徴収が可能となるような考え方をガイドラインに入れてほしい。

○参考とする類似ガイドラインとして「特定空家等に関する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針」が記載されているが、特定空家への対応においては、相手方の大半が一般市民であるのに対して、盛土規制法の相手方はそうでない場合が多く考えられる。ガイドラインの書き方を工夫する必要がある。

○大規模な不法盛土が現認された場合、下流の保全対象となる住民への対応を考えるべきであり、保全対象への対応はガイドラインに含めた方がよい。
⇒不法盛土発見後の危険が及ぶ周辺住民への対応をガイドラインに盛り込む。

○関係部局との連携において、人員体制が脆弱な町村に期待することは何か。
⇒盛土規制法は都道府県等が主導していくが、地元の実情を把握している市町村にも対応を協力してもらう必要はあると認識している。具体的な連携のあり方は検討中である。

○農地法に基づく農地転用に関する行政処分も、同様の対応フローであるが、行政代執行や告発については苦戦している。本ガイドライン作成に当たっては、機動的に躊躇なく発動できるという観点に基づいて作成してほしい。

○行政対応に関しては、行政指導がよく行われる方法であり、例えば監督処分をすることで情報が公表されるということを伝えつつ、行政指導を行う方法も有効である。

(3) 今後のスケジュールについて

・事務局より「資料5：不法盛土への対応方策検討ワーキンググループ 開催予定」について説明。

5. 閉 会

以上